

# 愛媛県総合運動公園パンプトラック整備工事 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、総合運動公園パンプトラック整備工事について、目的及び内容に最も適した者を選定するためのプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 概要

### (1) 工事名

愛媛県総合運動公園パンプトラック整備工事

### (2) 工事内容

別添「仕様書」のとおり

### (3) 契約予定期間

契約締結の日から令和9年3月25日までとする。

### (4) 工事費の上限額

147,969,000円(税込)

## 3 スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始、実施要領等の公開	令和8年6月29日(月)から	都市整備課HP上で公開
質問書受付期間	令和8年6月29日(月)～ 7月6日(月)17時まで	7に記載のとおり
質問回答	令和8年7月8日(水)17時まで	7に記載のとおり
参加申込書、実施体制申請書の提出	令和8年7月13日(月)17時まで	8に記載のとおり
企画提案書の提出	令和8年7月30日(木)17時まで	8、9に記載のとおり
プレゼンテーション審査	令和8年8月7日(金)	12に記載のとおり
最終選定結果の通知	令和8年8月13日(木)	

## 4 工事請負契約の相手方となる候補者の選定

公募型プロポーザル方式により、プロポーザル(企画提案)を募集する。

別途規定し設置する審査委員会において、優れたプロポーザルを行い工事の遂行能力を有すると認められ最も適格と推量される事業者を、工事請負契約の相手方の候補者として選定する。

## 5 公募型プロポーザルに関する特記事項

本企画提案の工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成22年6月1日制定)の対象であり、企画提案期間の初日から落札者の決定の日までの間に排除措置の期間がある者はこの企画提案に参加できず、これらの者が提出した提案書は無効とする。

## 6 参加資格に関する事項

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第4条第1項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）
- (2) 企画提案期間の初日から契約候補者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 企画提案に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。  
企画提案に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者が行った企画提案は無効とする。

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### ウ その他公募型プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (5) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

- (6) 企画提案に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ

ず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同  
等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴  
力団員等(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(7) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の規定による「土木工事  
業」について、特定建設業(法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をい  
う。以下同じ。)を受けている者であり、かつ、本店所在地が次のとおりであること。

S等級:愛媛県内

A等級:愛媛県中予地方局管内(松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町)

(8) 格付け業種「土木一式工事」について、建設業者格付け事務取扱要領(平成11年4  
月1日制定)第5条の規定による建設業者格付け結果通知(企画提案書の提出期限に  
おいて効力を有する直近の格付けに係るもの。以下「格付け結果通知」という。)の格  
付け、格付け総合数値等が、S等級又はA等級であること。

(9) 前年度又は前々年度に完成した愛媛県総務部(財産活用推進課に限る。)、農林水産  
部及び土木部発注の格付け業種に係る工事成績評定点(完成検査後に修正があった工  
事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。)の前年度の平均点数又は  
前々年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

(10) 次の要件を全て満たす監理技術者を専任(法第26条第3項の規定に基づき、請負予  
定金額が4,500万円未満の場合は技術者の専任及びウに掲げる要件は不要とする。以  
下同じ。)で配置することができる者であること。ただし、法第26条第3項第1号又  
は第2号に規定する監理技術者を配置する場合は、専任での配置を要しない。

ア (7)に掲げる許可業種に関して法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であ  
ること。

監理技術者資格者証(上記(7)に掲げる許可業種に係るものに限る。)及び監理技術  
者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は  
不要)を有する者であること。

イ 企画提案書の提出期限以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であ  
ること。

ウ 配置予定監理技術者は、法第26条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられ  
ている場合にあつては、この工事に専任が可能な技術者であり(法第26条第3項第2  
号に規定する監理技術者である場合は、専任の監理技術者補佐(同号に規定する監理  
技術者が行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。)を配置すること。一方、請負  
予定金額が4,500万円未満の場合は、専任を要しない。)、かつ、企画提案書の提出期  
限以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。なお、企業集  
団内の出向社員については、令和6年3月26日付け国不建技第291号国土交通省不  
動産・建設経済局建設業課長通知の取扱いに基づき、雇用関係を認めるものとする。

また、法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合に置く監理技術  
者補佐についても、企画提案書の提出期限以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用  
関係にある者とする。

## (11) 実施体制

国際規格のパンプトラックの整備が実施可能な体制を有していること。

国際規格のパンプトラックの整備のために必要な監修者はスイスの Velosolutions Schweiz GmbH (ベロソリューションズ社)とする。監修を含めた実施体制を円滑に管理・調整するため、同社と業務提携を結んでいるなど、十分な能力を有する国内のコーディネーターを配置すること。

ベロソリューションズ社所在地：Via Stenna 4 7017 Flims Switzerland

## 7 質問及び回答について

プロポーザル参加にあたり質問事項がある場合は、様式5に記載の上、下記により提出すること。

(1) 質問期限：令和8年7月6日(月)17時まで

(2) 提出先：愛媛県都市整備課 E-mail：toshiseibi@pref.ehime.lg.jp

質問メールの件名は「愛媛県総合運動公園パンプトラック整備工事公募型プロポーザル質問書(業者名)」として送付すること。電話、FAX等その他の方法では受付けない。

また、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受付けない。

(3) 質問回答：質問及び回答については回答をHPで公開する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や評価基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

## 8 応募書類の提出について

参加を希望するものは、必要書類等をそれぞれの提出期限までに愛媛県土木部道路都市局都市整備課へ提出することとする。

### (1) 参加申込書の提出

提出期限：令和8年7月13日(月)17時まで

①参加申込書(様式1) 1部

②参加資格確認資料(様式2) 1部

③実施体制申請書(様式3) 1部

※「6 参加資格に関する事項(11)」について、監修を行う法人等(事業所)を含む実施体制に関し、具体的な体制を示すこと。

※参加を取り下げる場合は、7月30日(木)までに参加辞退届(様式6)を提出すること。

### (2) 企画提案書の提出

提出期限：令和8年7月30日(木)17時まで

①企画提案書(任意様式)7部(正本1部、副本6部)及び電子データ(PDF形式)

※詳細は「9 企画提案書について」のとおり。

②会社概要書(様式4) 1部

③参考見積書（任意様式） 1部

※見積書は、施工費用・監修費用等の内訳がわかるよう記載の上、代表者印を押印すること。

※施工費用の内訳は、工事区分及び工種（建築工事は種目及び科目）ごとに、金額を記載すること。

※見積上限金額147,969,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先

愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2

電話 089-912-2749（直通）

E-mail [toshiseibi@pref.ehime.lg.jp](mailto:toshiseibi@pref.ehime.lg.jp)

※様式の押印を省略する場合は、様式1に担当者及び責任者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、責任者並びに県の担当者及び上席者を宛先として送信すること。（宛先はBCC利用不可）

県上席者（主幹） [kawamata-tomokazu@pref.ehime.lg.jp](mailto:kawamata-tomokazu@pref.ehime.lg.jp)

県担当者（都市公園緑地係） [honjou-kenta@pref.ehime.lg.jp](mailto:honjou-kenta@pref.ehime.lg.jp)

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

ウ 一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

9 企画提案書について

(1) 書式等

ア 用紙サイズはA4判とし両面印刷により提出すること。印刷向きは縦横どちらでも可。

イ 企画提案書のページ数は40ページ以内とし、15分以内で説明できる内容にすること。

ウ 電子データ（PDF形式）はCD-Rで提出すること。

(2) 記載内容

本工事の具体的な実施内容について、仕様書に基づき、以下の項目を盛り込んだ内容とすること。提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真などを使用しても構わない。ただし、全てプレゼンテーションで提案内容を説明すること。

ア サイクルエリア全体のランドデザイン

整備の目的を踏まえ、サイクルエリアのコンセプトを明確にし、ランドデザイン（全体構想）の案を記載する。

イ コースデザイン

上記アを踏まえたパンプトラック及びパンプトラック（キッズコース）のコースレイアウトを記載する。パンプトラックは国際規格を満足するものとする（キッズコ

ースは除く)。

ウ レストエリアの概要

管理棟、レンタルサイクル、休憩所の外観および内部の概要案を記載する。

エ 実施スケジュール

想定される契約期間内における工程のスケジュール案を記載する。

オ 完成後の利用・運用の基本構想

カ 実施体制

どのような体制で整備を行うかが分かる体制図を作成すること。

国際規格のパンプトラックの整備が可能な体制が構築されていることを記載すること。

キ これまでの類似工事の実績等を具体的に記載すること。

(3) 留意事項

ア 専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現とすること。

イ 企画提案書の提出は、1者につき1案とすること。

ウ プロポーザルは請負契約候補者の特定を目的に実施するもので、契約後の工事において、発注者側との協議により、必ずしも提案内容に沿った整備を実施するものではない。

10 企画提案書の提出者の選定について

参加申込書を提出した者について、審査を行う。

(1) 確認方法

別途設置する審査委員会により審査を行う。

審査は「6 参加資格に関する事項」に関して実施する。

(2) 参加資格がないと認められた者については、審査結果を書面により通知する。

(3) 企画提案への参加資格を認められなかった者は、その理由について、契約担当者に対して書面(様式は自由)により説明を求めることができる。この場合には、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内の17時までに8(4)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(4) (3)の書面を提出した者に対する回答は、説明要求を提出した翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

11 一次審査について

(1) 審査方法

応募者多数(6者以上)の場合は書類審査を行い、審査を通過した者のみ、プレゼンテーション審査を実施する。

応募者が5者以下の場合は、全応募者にプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 審査結果の通知について

一次審査の有無に関わらず、審査結果を全応募者に書面により通知する。

(3) 選考方法及び評価者

県が設置する審査会における審査委員による書類審査で行う。

(4) 審査項目

企画提案書評価基準(別紙)のとおり。

## 12 プレゼンテーション審査について

### (1) 審査方法

別途設置する審査委員会により審査を行う。

なお、契約候補者の審査にあたっては、審査項目に基づき、提案者による企画提案書及びプレゼンテーションにより審査・評価を行った後、最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

### (2) 審査委員会

ア 開催日時 令和8年8月7日（金）（予定）※別途通知する。

イ 開催場所 愛媛県庁

ウ 企画提案の所要時間（1事業者あたり）の日安

準備 約5分間

プレゼンテーション 約15分間

審査委員からの質疑 約15分間

### エ 注意事項

- ① プレゼンテーションにおける説明は、原則として、本工事を受注する際の担当者として従事する予定の者3名以内で説明を行うこと。なお、会場に入場できる人数は5名までとする。
- ② プレゼンテーションは予め提出した企画提案書類に基づいて実施すること。
- ③ 提出書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。
- ④ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。
- ⑤ 企画提案資料は、県所有のモニター（HDMI ケーブルで接続）に投影することが可能であるため、必要に応じてモニターへの接続が可能なPC及び周辺機器を準備すること。

※ただし、企画提案書に記載のある内容のみ投影可能とします。

### (3) 契約候補者の選定について

企画提案の評価は、企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、（別紙）企画提案評価基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、原則として新增沢式採点方法により本工事の契約候補者を選定する。

なお、応募者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に契約候補者として選定する。6割に満たない場合又は応募者がいない場合には、再度公募を実施する。

### (4) 審査結果の通知

審査結果は、審査委員会の翌日以降に提案者に文書にて通知する。

### (5) 非特定の通知を受けた者は、その理由について、契約担当者に対して書面（様式は自由）により説明を求められることができる。この場合には、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の17時までに8(4)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

### (6) (5)の書面を提出した者に対する回答は、説明要求を提出した翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

### (7) 追加資料の提出

契約候補者に対して、次の追加資料の提出を求めるので、電子メール又は持参により、

8(4)に掲げる場所へ速やかに提出すること。

また、格付け結果通知の写しについて提出を求められた場合は、同様に速やかに提出すること。

ア 専任の配置予定技術者の資格等（請負予定金額 4,500 万円以上の場合は 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経験を証する書類（法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐の資格等を証する書類を含む。）

監理技術者の資格等を証する書類は、6(10)アに掲げる免許等（法第 27 条に基づき国土交通大臣が行う技術検定の合格証明書については、国土交通大臣が交付する合格証明書の受領までの期間は指定試験機関が通知する合格通知書で代えることができる。）の写し（請負予定金額 4,500 万円以上の場合は、監理技術者資格者証の写しを提出すること。

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐についても、その資格等を証する書類として、次の書類を提出すること。

① 「土木工事業」に関して、同法第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する者であることを証する免許等の写し

② 法第 27 条第 1 項の規定に基づく 1 級の技術検定のうち、「土木工事業」に対応する検定種目の第 1 次検定に係る合格証明書等の写し（同法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者にあっては、不要）

③ 監理技術者資格者証の写し等の 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

ウ 社会保険等の届出の義務に関する書類については、直近の総合評価値通知書の写し。ただし、総合評価値通知書において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、当該事実を証する次のいずれかの書類の写し等。

（健康保険及び厚生年金保険）

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

（雇用保険）

- ・雇用保険料納入証明書
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

(6) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

また、該当する者が契約候補者として選定されている場合は、次順位の者と手続を行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件工事を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

### 13 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある

- (1) 「6 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
  - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
  - イ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
  - ウ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
  - エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### 14 契約の締結

#### (1) 契約の締結

選定した契約候補者と愛媛県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容等、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案の一部を変更する場合がある。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、その選定を取り消すとともに、選定結果において、次点の候補者と協議する

#### (2) 契約候補者決定後の参加資格の喪失

契約候補者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該契約候補者が6に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

#### (3) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

#### (4) 契約保証金

契約候補者となった場合に、請負代金額の10分の1以上（の金額を保証する次に掲げる契約の保証のいずれかを提供すること。契約の保証を提供できない場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

- ① 契約保証金の納付
- ② 有価証券等の提供（利付国債に限る。）
- ③ 金融機関の保証
- ④ 前払保証事業会社の保証
- ⑤ 損害保険会社の履行保証保険及び履行保証証券（履行ボンド）

#### (5) 支払い条件

前払金は、請負代金額の10分の4に相当する額以内の額とする。（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6に相当する額以内）ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、7回を限度

とする。

#### 15 その他

- (1) 選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (3) 本公募に係るすべての手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (4) 工事の施工において設置する現場代理人及び副現場代理人については、受注者との直接的な雇用関係を求める。具体的な取扱いについては、「現場代理人の設置について」(別紙2)を参照のこと。

#### 16 問い合わせ先

担当課：愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係

担当者：本庄謙太

住 所：〒790-0001 愛媛県松山市一番町 4-4-2

電 話：089-912-2749 (直通)

F A X：089-912-2744

E m a i l：honjou-kenta@pref.ehime.lg.jp

(別紙)

## 企画提案書評価基準

評価項目	評価の着目点	配点
実施体制 (20点)	パンプトラック整備のための施工体制の確保 ・人員配置、担当者の研修 など	10
	自転車関連競技等の類似施設の整備実績 ・マウンテンバイクコース、BMX コースの整備 など	10
整備内容 (75点)	実施スケジュール ・スケジュールが具体的であり、無理がなく着実に妥当な内容となっているか。	5
	サイクルエリア全体のランドデザイン（全体構想） ・コンセプトが明確に提示されており、そのコンセプトが整備の目的に沿ったものとなっているか。 ・パンプトラック（国際規格）及びパンプトラック（キッズコース）のコースレイアウト、起伏の形状、起業地内における位置及び規模、レストエリアの建屋の位置等が利用・運用上合理的なものとなっているか。	25
	施設の継続的な利用が見込まれる多様な利活用の提案 ・提案内容に具体性があり、現実的かつ持続性のあるものとなっているか。 ・「とべもり+（プラス）」エリアの他施設との連携による利活用の提案。 など	10
	提案の独自性 ・創造性、新規性のある提案となっているか。 ・集客につながる話題性のある提案となっているか。	20
	維持管理の容易性 ・運用、維持管理の容易性に配慮された提案となっているか。	15
提案価格 (5点)	経費の妥当性。	5
合計		100